

令和 7 年度 第 2 回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：令和 8 年 3 月 24 日（火）18：30～20：30

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿 P. 3

高知市障害者計画等推進協議会条例 P. 4

施策の体系図 P. 6

<報告事項>

国の動向について P. 7

<協議事項>

1 次期計画策定体制・スケジュール案について P. 14

2 次期計画策定に向けたニーズ調査について P. 17

【別紙資料】

別紙資料 1 令和 8 年度高知市障がいのある人の支援に関する調査票（案）

別紙資料 2 令和 5 年度高知市障がいのある人の支援に関する調査票

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間: 令和7年4月1日～令和10年3月31日

	所属	職名	氏名
1	高知市精神障害者家族会連合会	会長	松尾 美絵
2	高知市手をつなぐ育成会	会長	窪内 智一
3	特定非営利活動法人 高知県難病団体連絡協議会	理事長	竹島 和賀子
4	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
5	高知県立大学	社会福祉学部准教授	遠山 真世
6	一般社団法人 Team Clover	代表理事	石丸 辰也
7	高知県立療育福祉センター 発達障害者支援センター	所長	川村 郁子
8	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	事務局長	竹島 直孝
9	社会福祉法人昭和会 東部障害者福祉センター	施設長	久万 博久
10	社会福祉法人ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター	センター長	西岡 由江
11	公募委員		小嶋 友乃
12	高知大学教育学部附属特別支援学校	高等部教諭進路担当	大久保 裕也
13	特定非営利活動法人高知県自閉症協会 作業所もえぎ	所長	田村 孝子
14	合同会社My sig	代表社員	土門 義和
15	高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課	課長	田中 健
16	高知市民生委員児童委員協議会連合会	大津地区民生委員児童委員協議会会長	田所 稔

●高知市障害者計画等推進協議会条例

平成27年4月1日

条例第51号

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
 - (4) 市民
 - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
 - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
 - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成29年10月1日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

＜施策の体系図＞

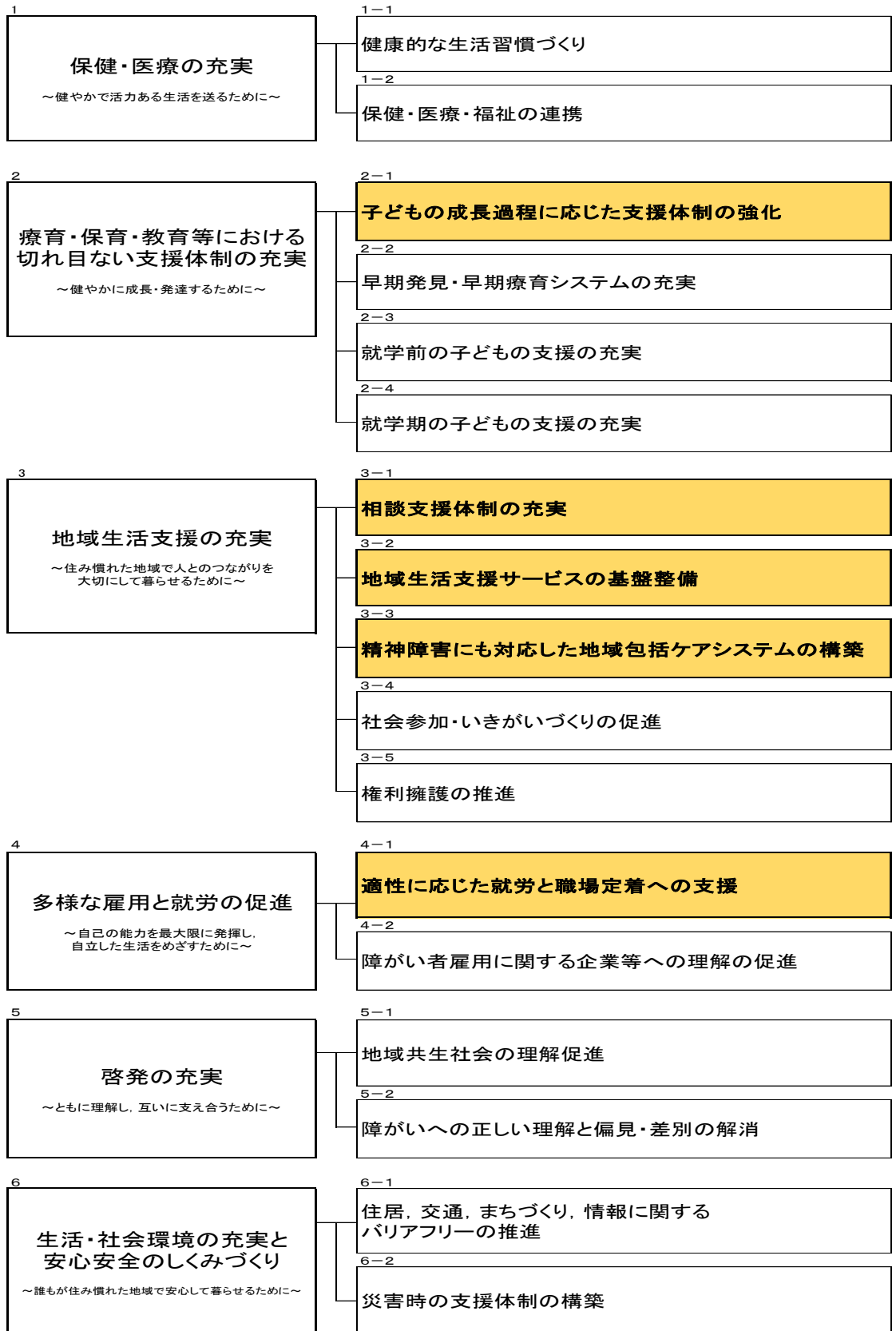
＜基本理念＞

＜施策区分＞

＜施策＞

障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

ライフステージに沿った夢や希望の実現
全ての人が共生できる地域社会の実現



<報告事項>

国の動向について

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要(案)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

【参考】地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

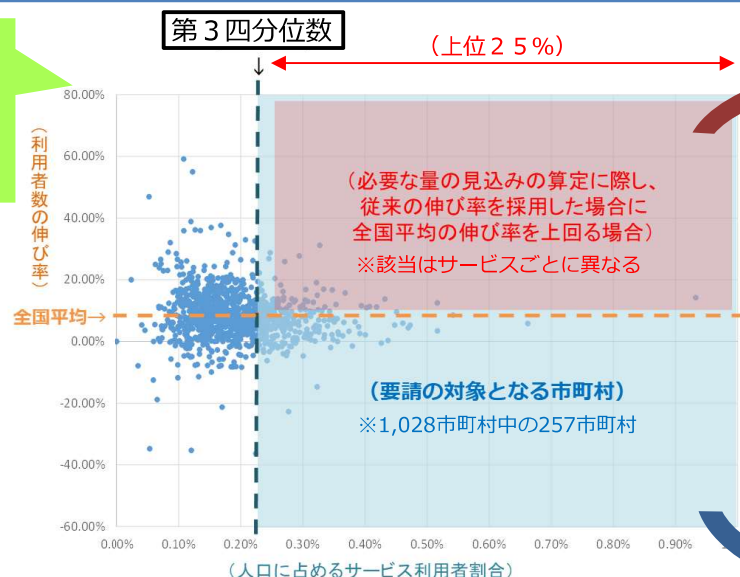
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村(特別区を含む。以下同じ。)

要件1: 中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2: 人口に占めるサービス利用者割合(年齢調整しないもの)が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村

【要件1】
全部過疎市町村を除いたグラフ
(⇒1,028市町村)



(※2) 対象サービス

総量規制の対象サービス(入所施設を除く)

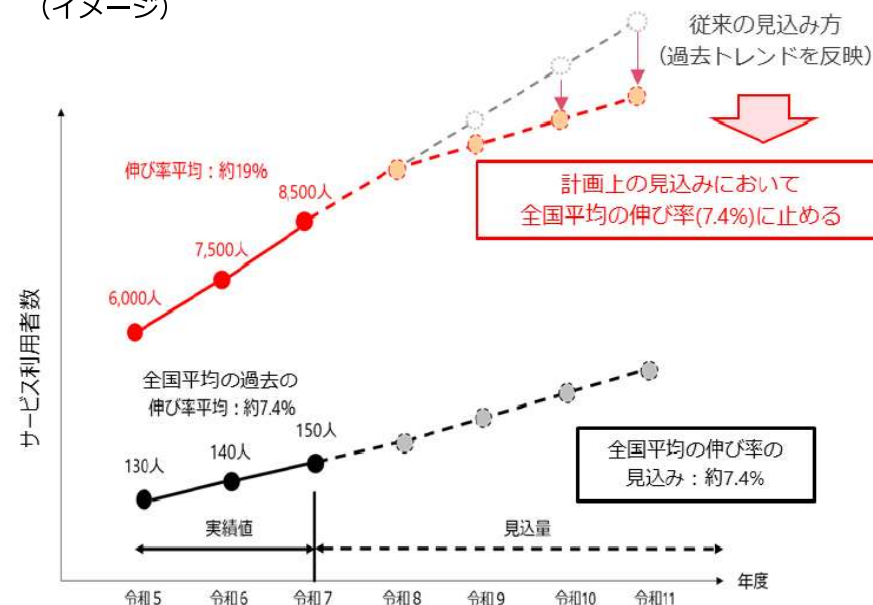
(現行の該当: 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能)

＜協議事項＞

- 1 次期計画策定体制・スケジュール案について

高知市障害者計画等策定体制(案)

高知市障害者計画等推進協議会

役割：計画素案検討審議、計画原案検討審議・了承
委員数：16名（うち公募委員1名）

計画素案・計画原案の提示

パブリックコメント

庁内検討委員会

健康福祉部長、健康推進担当理事、健康福祉部副部長、
福祉事務所長、こども未来部長、こども未来部副部長、
こどもみらいセンター長

ワーキンググループ

役割：具体的方策の検討、計画素案・計画原案の作成
障がい福祉課・健康増進課・母子保健課・保育幼稚園課
子育て給付課・教育研究所・地域共生社会推進課

計画策定のための
現状把握・分析、課題検討

【ニーズ調査の実施】

- ①高知市障害のある人の支援に関する調査
- ②意見交換会（障害児分野）

高知市精神障害者地域移行代表者会議

高知市難病対策地域協議会

高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会

【自立支援協議会】

役割：

- ①相談支援事業に関する協議
- ②地域生活支援拠点整備の協議 等

相談支援検討会

就労検討会

発達障害者支援検討会

児童発達支援管理責任者検討会

令和８年度高知市障害者計画等策定スケジュール（案）

会の種類	開催日	主な内容
アンケート調査	令和８年 ５月	身体障害者・知的障害者・精神障害者対象
意見交換会 【障害児分野】	５月	教育・保育施設、児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所対象
意見交換会 【障害児分野】	６月	保護者対象
第１回障害者計画等推進協議会	６月	（１）国の動向 （２）現計画の成果と課題 （３）次期計画策定体制 （４）次期計画の方向性
第２回障害者計画等推進協議会	９月	（１）ニーズ調査（アンケート）結果報告 （２）意見交換会結果報告 （３）新計画概要の審議
第３回障害者計画等推進協議会	１１月	新計画素案の審議 （１）障害者計画
第４回障害者計画等推進協議会	１２月	新計画素案の審議 （１）障害福祉計画 （２）障害児福祉計画
パブリックコメント	令和９年 １月上旬	
第５回障害者計画等推進協議会	２月	新計画原案の承認

2 次期計画策定に向けたニーズ調査 について

⇒

参考 別紙資料 1 及び 2

高知市障害のある人の支援に関する 調査（案）について

- ニーズ把握を目的としたアンケート調査を実施。次期計画の策定の基礎資料とする。
- 調査対象は、前回調査から身体障害者・知的障害者、精神障害者を対象としており、今回も同様の対象とする。

今回 令和 8 年度調査（案）

1 調査概要

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
調査対象者	合計 <u>1,616人</u>		
	手帳所持者のうち以下を無作為抽出（施設入所者除く） 18～64歳 680人※1 （参考）65歳以上100人	手帳所持者のうち以下を無作為抽出（施設入所者除く） 18歳以上 650人※2	手帳所持者のうち調査期間中に更新した手帳を窓口で受け取る者 18歳以上 186人※3
	※1 18～64歳の対象者：2,872名の標本誤差5%以内・回収率50%を想定して算出	※2 18歳以上の対象者：2,065名の標本誤差5%以内・回収率50%を想定して算出	※3 18～64歳の対象者：3,646名の標本誤差10%以内・回収率50%を想定して算出
調査方法	アンケート		
回収方法	郵送もしくはWEB回答の選択制		窓口での回収もしくはWEB回答の選択制
配布時期	令和8年5月		
回収期間	令和8年5～6月		令和8年5～8月
担当部署	障がい福祉課		健康増進課

2 前回調査（令和5年度）からの変更点

【対象者】

- ・調査概要のとおり（令和5年度から変更なし）。

【回答方法】

- ・紙面回答かWEB回答の選択制（令和5年度から変更なし）。

【設問内容】

- ・回答選択肢見直し（問16-1、問19、問20－1）
- ・「意思決定支援」に関する質問追加（問12-3）
- ・「就労意向（就労選択支援）」に関する質問追加（問15-4、問15-4－①）
- ・「成年後見制度」に関する質問一部削除（前回問20－2）

前回 令和5年度 調査結果（抜粋）

1 調査概要

		身体障害者	知的障害者	精神障害者 
調査対象者		身体障害者手帳所持者のうち以下を無作為抽出（施設入所者除く） 18～64歳 640人 65歳以上 100人	療育手帳所持者のうち以下を無作為抽出（施設入所者除く） 18歳以上 630人	精神障害者保健福祉手帳所持者のうち調査期間中に更新した手帳を窓口で受け取る者 18歳以上 137人
		合計 <u>1,507人</u>		
調査方法 / 配布時期		アンケート（回答は紙面かWEBの選択制） / 令和5年5月～		
回収期間		令和5年5～6月		令和5年5～8月
回収数	紙面	661		49
	WEB	65		6
回収率		53.0%（726/1,370）		40.1%（55/137）
担当部署		障がい福祉課		健康増進課

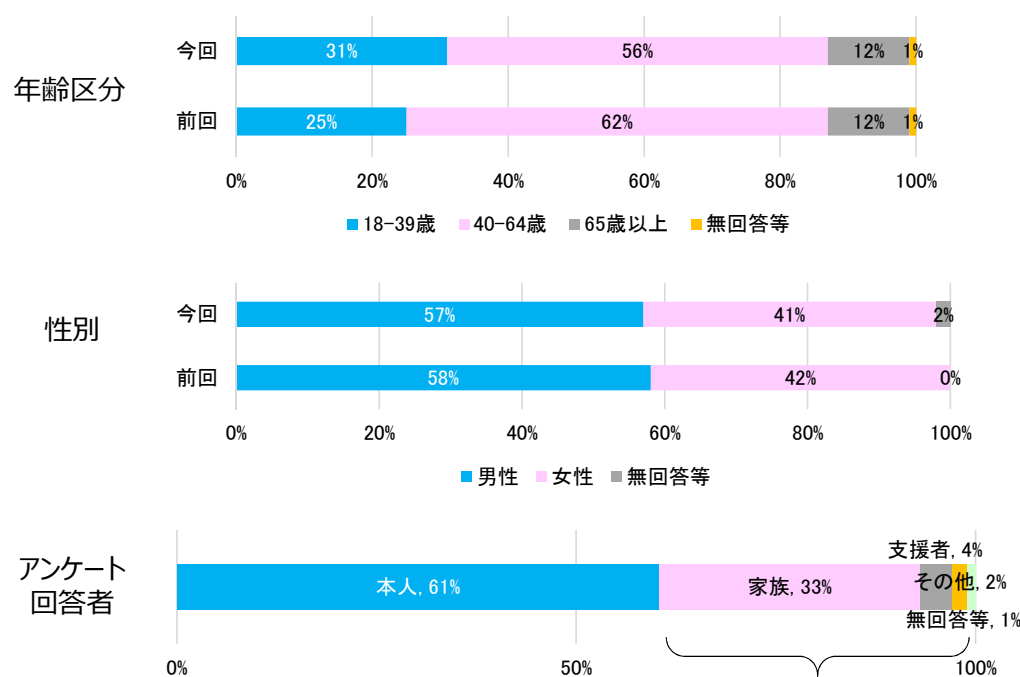
回答者数：781人（回収率51.8%） ※前回令和2年度51.4%（身体障害者・知的障害者対象）

2 調査結果

※パーセント表記については小数点第一位を四捨五入、合計値が100%にならない場合がある
 ※「前回」とは令和2年度に実施したニーズ調査を指す（身体障害者・知的障害者対象）

一般事項

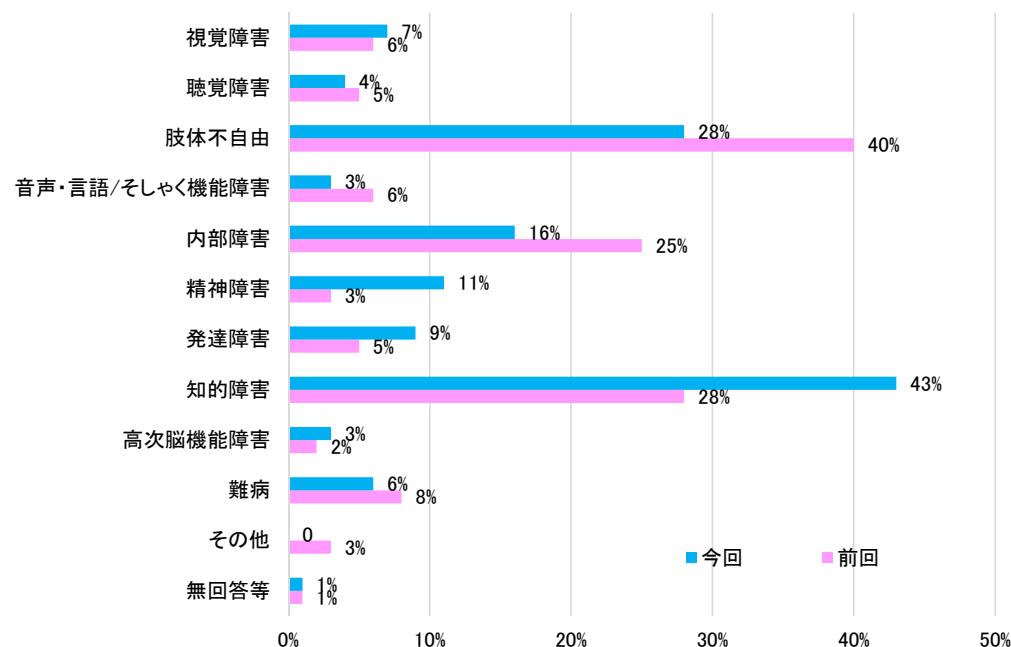
①対象者の属性等



代理回答
 の理由

- ・書くことができない……38%
- ・意思表示が難しい……42%
- ・その他

②障害名・診断名（複数回答）



※調査対象に精神障害を追加した点、身体障害と知的障害の発注数を見直したことにより、「肢体不自由・内部障害」の割合減少、「精神障害・知的障害」の割合増加

③手帳の所持状況

種別	等級	人数	割合
身体障害者手帳	1級	169	39%
	2級	85	20%
	3級	41	9%
	4級	65	15%
	5級	35	8%
	6級	21	5%
	等級不明	17	4%
	合計	433	
療育手帳	A 1	50	14%
	A 2	63	18%
	B 1	88	25%
	B 2	127	36%
	等級不明	21	6%
	合計	349	
精神障害者保健福祉手帳	1級	8	9%
	2級	58	68%
	3級	14	16%
	等級不明	5	6%
	合計	85	

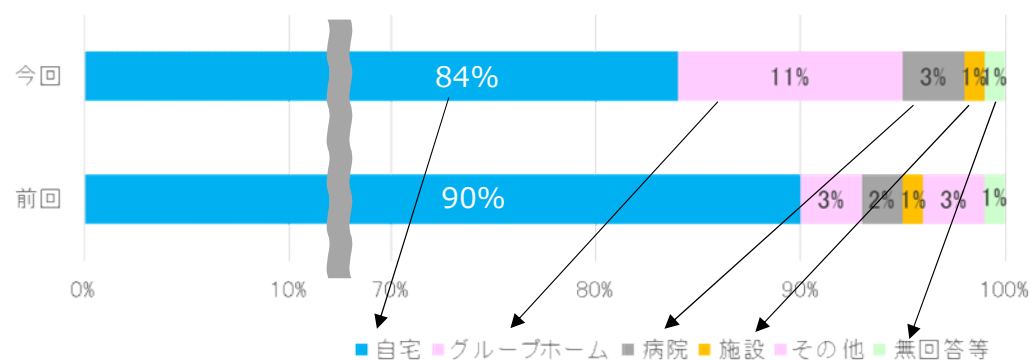
所持割合55%

所持割合45%

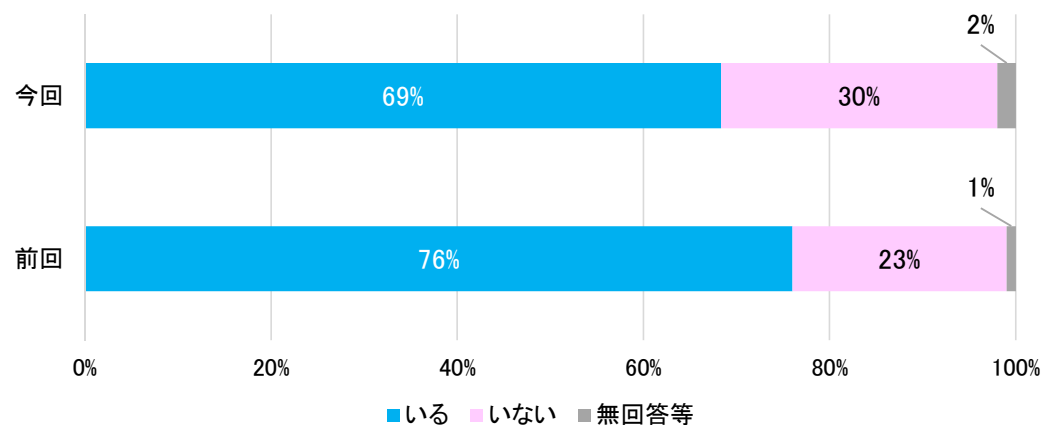
所持割合11%

④生活場所

※自宅が84%, グループホームが11%



⑤同居家族有無

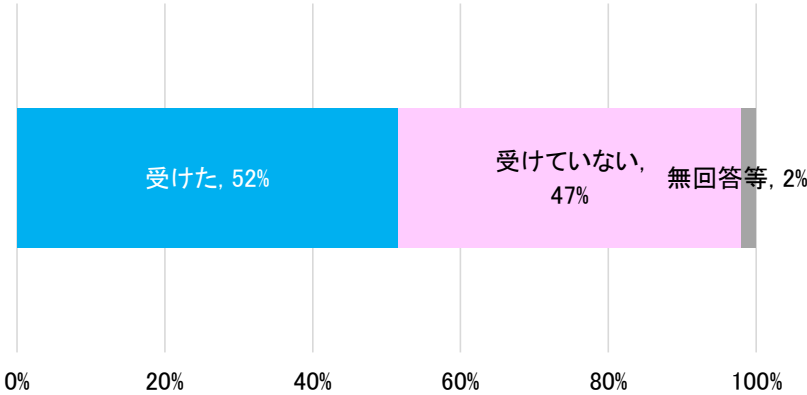


⑥健康に役立つ情報 入手先（複数回答）

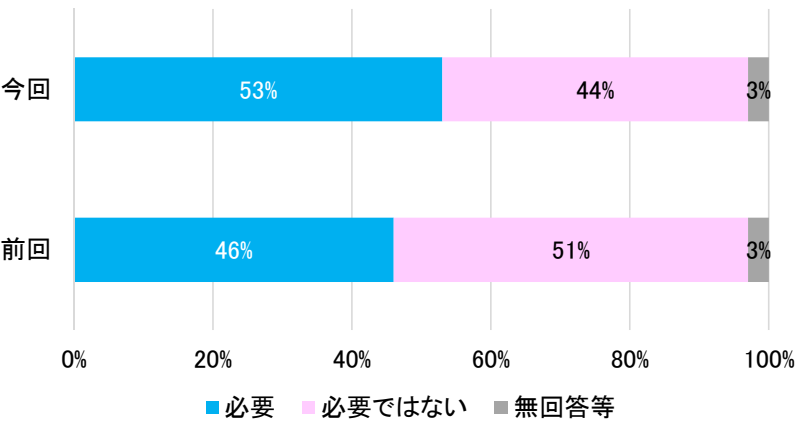
	人数	割合
家族/親族	559	① 78%
保護者仲間	66	9%
友人/知人	116	③ 16%
県立療育福祉センター	15	2%
医療機関	296	② 41%
訪問診療/訪問看護/訪問リハビリ	55	8%
保育園/幼稚園/学校	3	0%
入居している施設	66	9%
市役所	100	14%
市教育委員会	0	0%
障害者相談センター	19	3%
相談支援事業所	55	8%
障害福祉サービス事業所	95	13%
相談員/民生委員/児童委員	30	4%
県立精神保健福祉センター	2	0%
その他	117	③ 16%
無回答等	60	8%

※「家族/親族」、「医療機関」が多くを占める

⑦過去1年間の歯科検診の受診有無（訪問歯科診療含む）

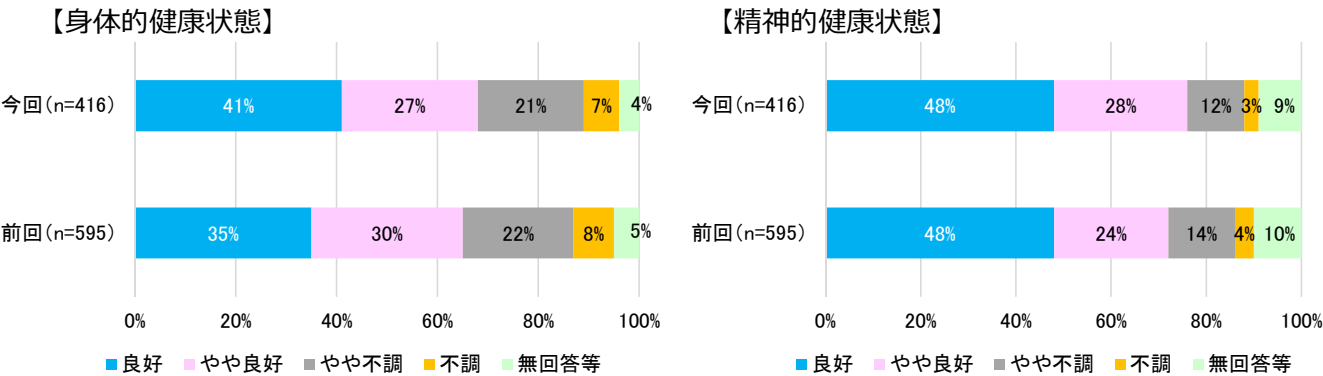


⑧生活するうえでの支援が必要か



⑧－2 主介護者の健康状態

介護者

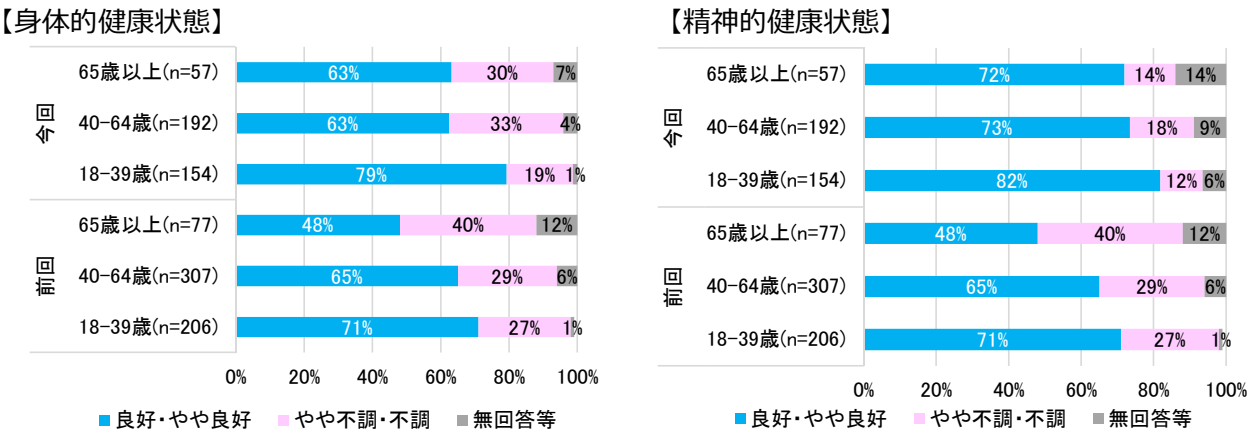


⑧－1 主な介護者

	前回（n=595）	今回（n=416）
父母	35%	45%
祖父母	1%	1%
兄弟姉妹	8%	9%
配偶者	21%	12%
子供	9%	4%
その他・無回答等	27%	30%

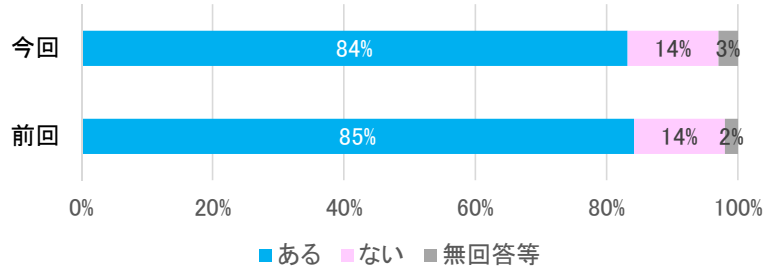
・その他の内訳・・・普段利用している事業所の職員（ヘルパーや生活支援員）

⑧－3 主介護者の健康状態（調査対象者の年齢区分別）



※対象者の年齢区分が上がるにつれ、主介護者の健康状態は低下傾向

⑨相談先の有無

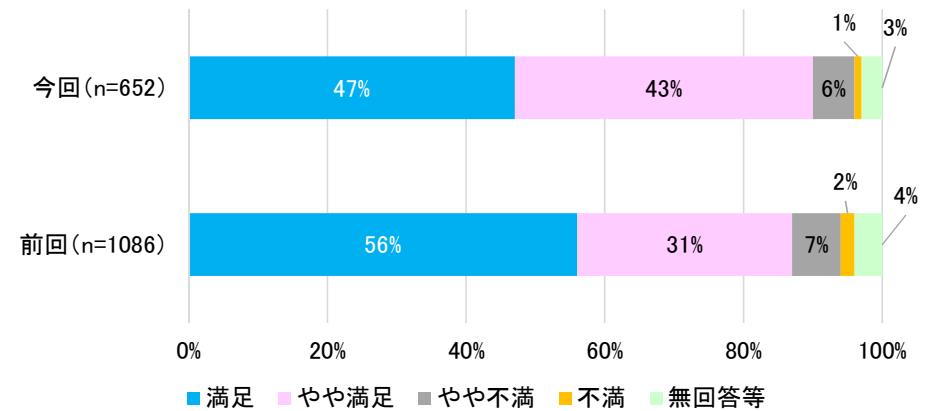


⑨－１ 相談機関（複数回答）

(n=652)	人数	割合
家族/親族	433	①66%
保護者仲間	24	4%
友人/知人	116	③18%
県立療育福祉センター	18	3%
医療機関	257	②39%
訪問診療/訪問看護/訪問リハビリ	60	9%
保育園/幼稚園/学校	3	1%
入居している施設	60	9%
市役所	95	15%
市教育委員会	1	0%
障害者相談センター	37	6%
相談支援事業所	107	16%
障害福祉サービス事業所	114	③18%
相談員/民生委員/児童委員	43	7%
県立精神保健福祉センター	5	1%
その他	58	9%
無回答等	0	0%

相談状況

⑨－２ 相談先の満足度

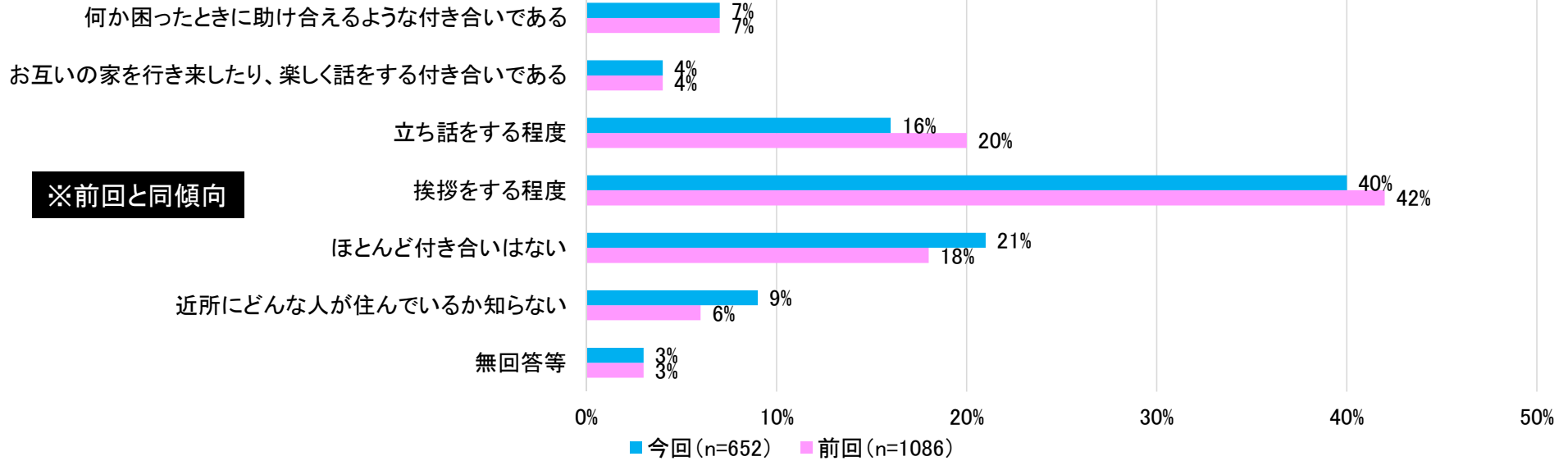


※満足が減少、やや満足が増加

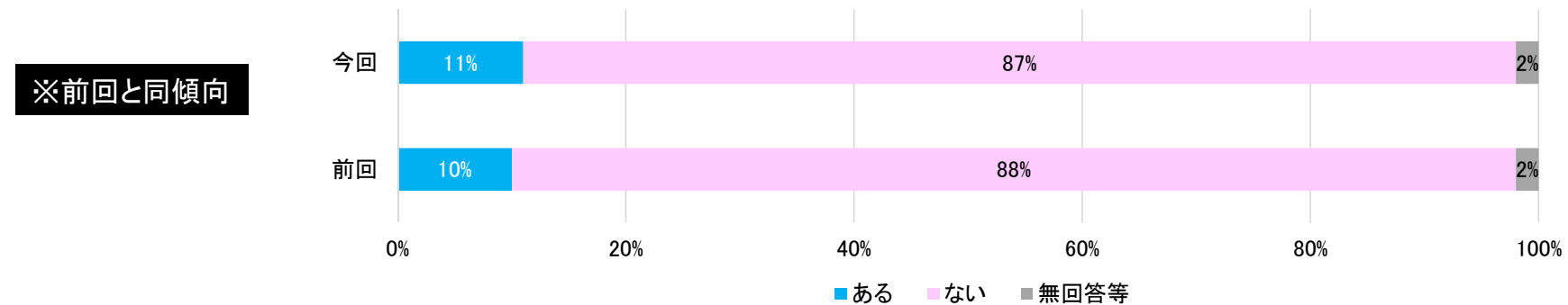
今回	満足 + やや満足	90%
	やや不満 + 不満	7%
前回	満足 + やや満足	87%
	やや不満 + 不満	9%

インフォーマル

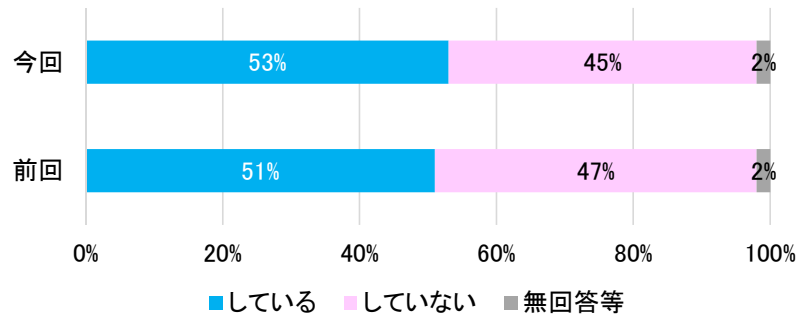
⑩近所づきあい



⑪障害者団体等への参加



⑫仕事をしているか



⑫－１ 就労先

	前回 (n=655)	今回 (n=415)
一般の会社・団体 (パート・アルバイトを含む)	55%	43%
自営業（家の手伝いを含む）	8%	6%
就労継続支援 A 型事業所	5%	6%
就労継続支援 B 型事業所	24%	36%
就労移行支援事業所	1%	1%
その他	6%	6%
無回答等	1%	1%

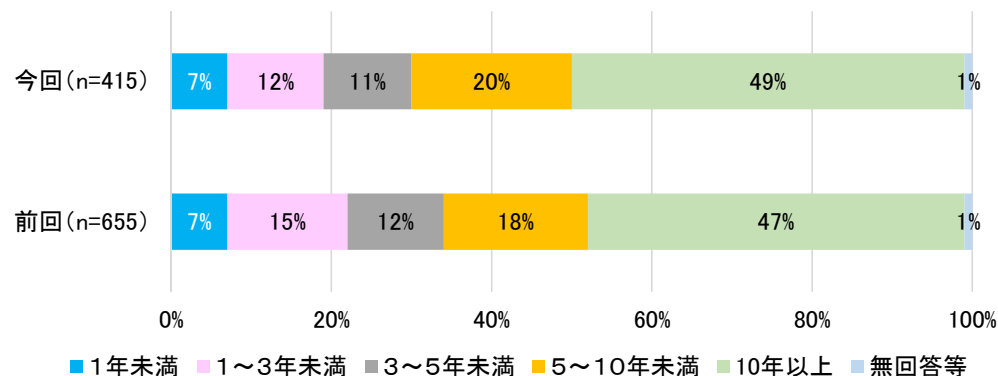
⑫－１－１ 所持手帳別一般就労割合

（就労状況が不明な者は集計より削除。一般就労は「一般の会社・団体」「自営業」とした）

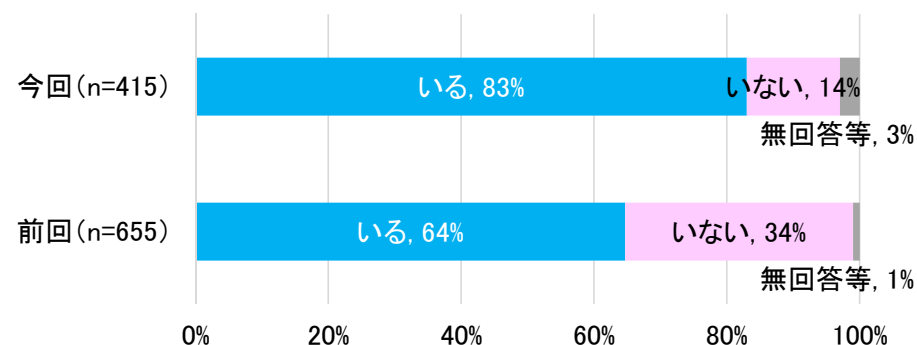
	就労なし	就労あり	一般就労割合		
			一般	それ以外	
身障手帳（n=335）	179	156	125	31	37%
療育手帳（n=262）	73	189	61	128	23%
精神手帳（n=56）	34	22	7	15	13%
重複所持（n=94）	59	35	6	29	6%

※一般就労割合は身体＞療育＞精神＞重複の順で減少
 ※療育手帳所持者は「それ以外」（就労系障害福祉サービス）の利用が多い

⑫－ 2 就労先継続期間



⑬仕事のことにについて相談できる人がいるか



⑫－ 3 就労先別 ひと月の賃金・工賃

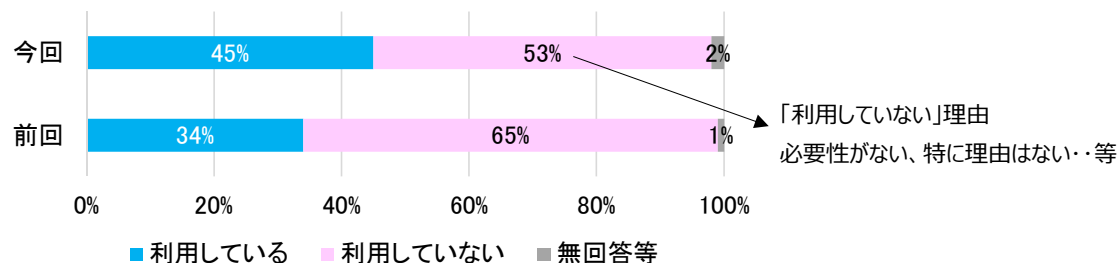
(★：最も割合が多いもの)

	一般の会社・団体 n=179	自営業 n=22	就労継続支援 A型事業所 n=24	就労継続支援 B型事業所 n=142	就労移行支援 事業所 n=6
1万円未満	1%	5%	4%	28%	33%
1～2万円未満	1%	14%	4%	★46%	0%
2～5万円未満	3%	14%	13%	25%	★50%
5～10万円未満	24%	23%	★63%	1%	0%
10～15万円未満	★37%	5%	17%	0%	17%
15～20万円未満	13%	9%	0%	0%	0%
20万以上	21%	★32%	0%	0%	0%

※「いる」が増加傾向

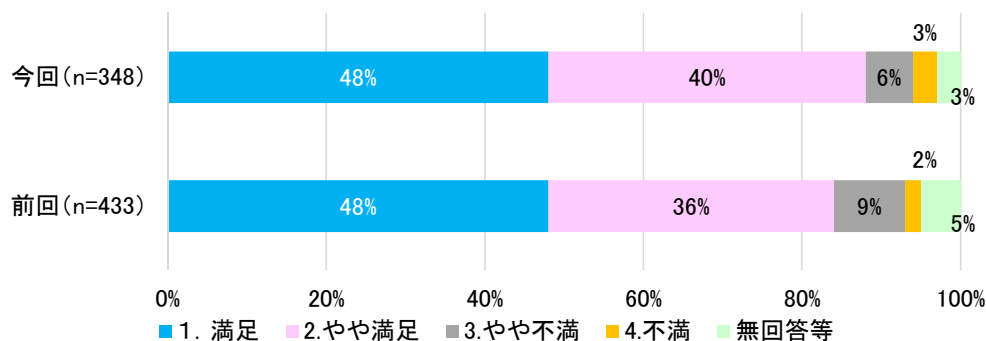
⑭福祉サービス利用状況

※今回は「利用している」割合増加



⑭－１ 福祉サービス利用満足度

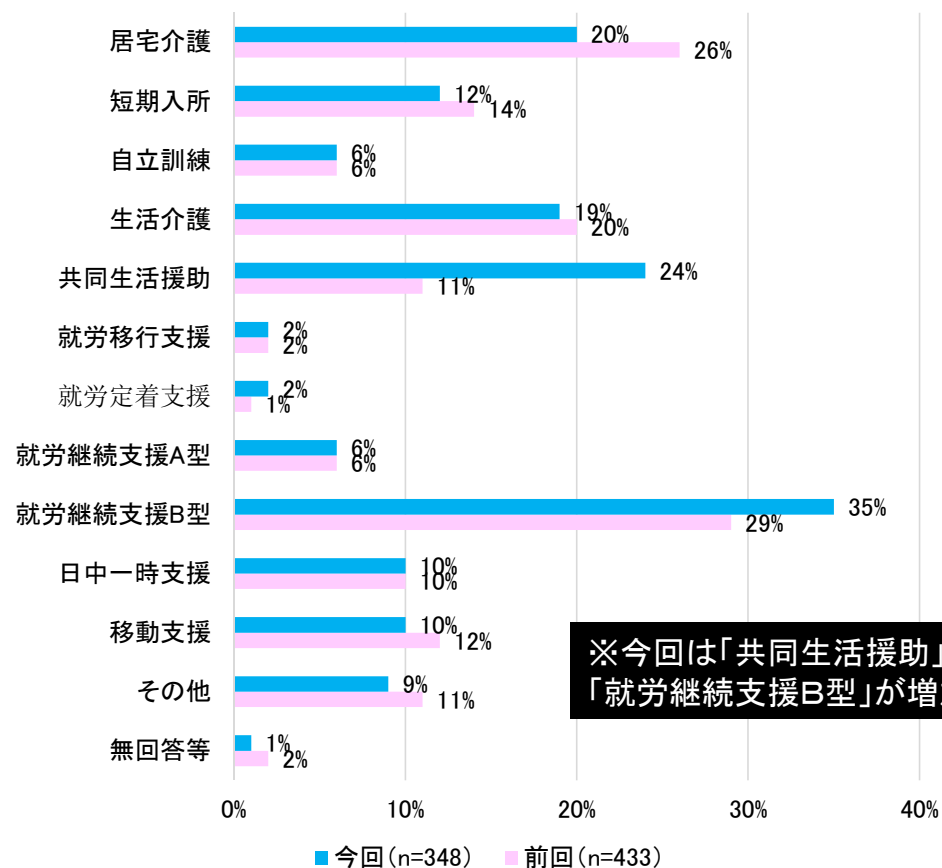
※利用満足度は高い傾向



今回	満足 + やや満足	88%
	やや不満 + 不満	9%
前回	満足 + やや満足	84%
	やや不満 + 不満	11%

福祉サービス

⑭－２ 利用サービス（複数回答）



※今回は「共同生活援助」「就労継続支援B型」が増加

防災意識

⑮住んでいる場所は津波や浸水の被害が 起こる地域に含まれるか

	前回	今回
含まれる	36%	38%
含まれない	34%	27%
分からない	28%	32%
無回答等	2%	3%

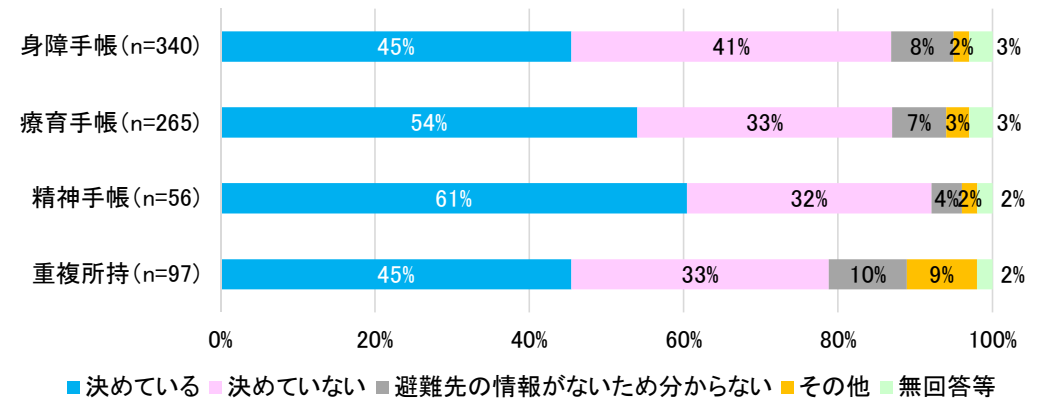
※「分からない」が32%

※避難場所は身障＝重複＜療育＜精神の順
で「決めている」割合が増加

⑯地震や災害時に避難する場所を 決めているか

	前回	今回
決めている	53%	49%
決めていない	36%	37%
情報がないため分からない	7%	8%
その他	3%	3%
無回答等	2%	3%

⑯－１ 所有手帳別

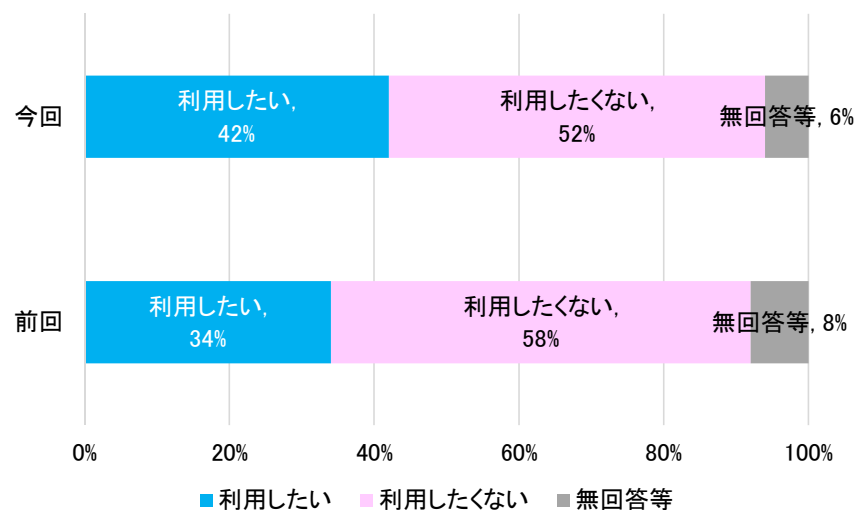


⑰ 成年後見制度を知っているか

※周知が進んでいない可能性あり

	前回	今回
大体知っていた	31%	27%
聞いたことはあるが内容はよく知らない	37%	36%
聞いたことがない	28%	34%
無回答等	4%	4%

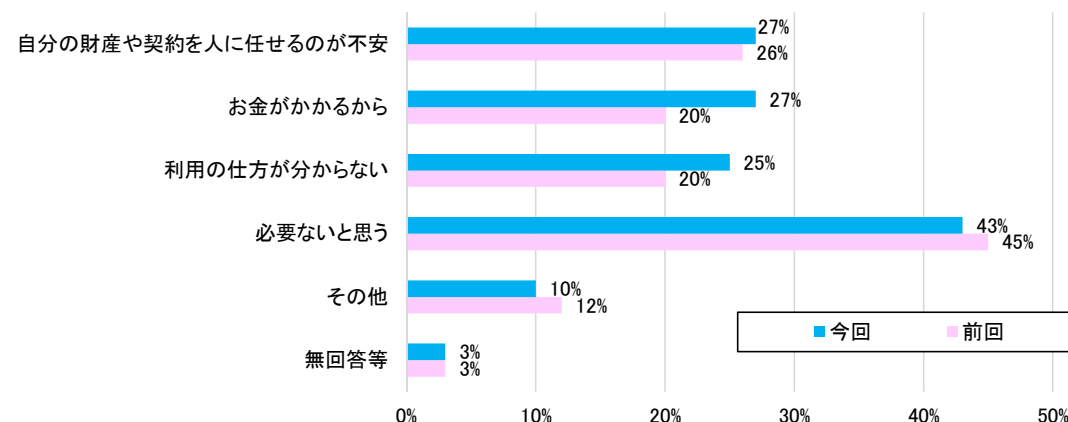
⑱ 今後判断能力が不十分になったら 成年後見制度を利用したいか



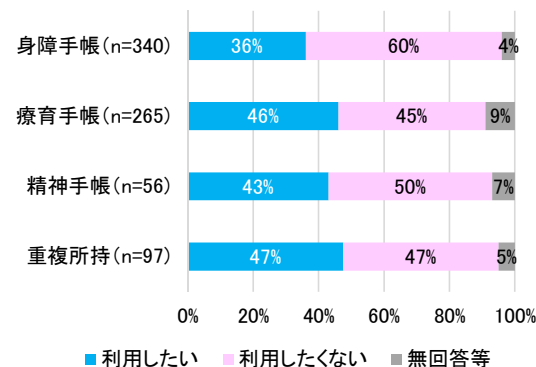
成年後見

⑱ - 3 成年後見制度を利用したくない理由

(複数回答 n=409)

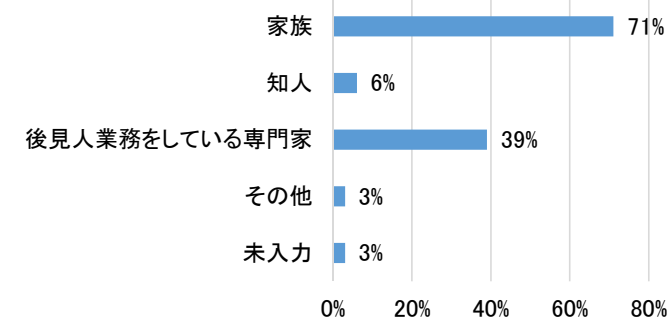


⑱ - 1 所持手帳別利用意向



⑱ - 2 後見人を依頼したい人

(複数回答 n=324)



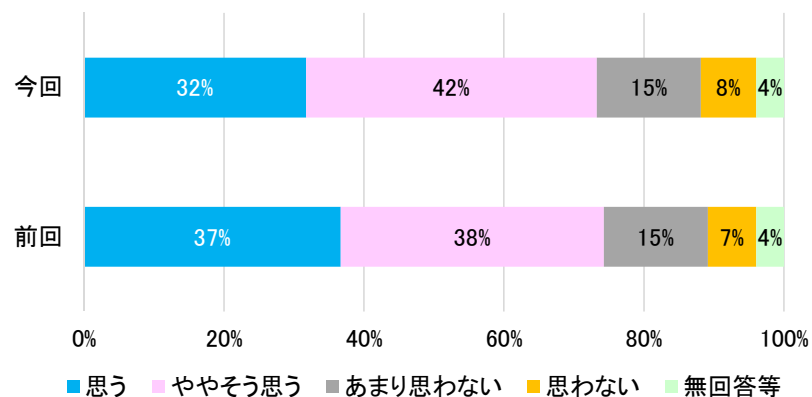
※療育・精神・重複の利用意向は45%程度

⑬今後進めていくべきもの（優先度が高いものを3つ以内）

ニーズ

※身障手帳は「在宅サービス」、「バリアフリー」 療育手帳は「グループホーム」、「在宅サービス」 精神手帳は「職業訓練」、「理解啓発」 重複は「在宅サービス」、「グループホーム」 が上位を占める。	前回全体 n=1099	今回全体 n=762	(所持手帳別)			
			身障 n=307	療育 n=232	精神 n=48	重複 n=88
在宅サービスの充実	① 45%	① 36%	① 45%	② 31%	27%	① 45%
放課後/休暇を過ごす場所の充実	6%	8%	5%	12%	8%	5%
職業訓練/就労支援の充実	19%	③ 26%	15%	③ 27%	① 42%	13%
社会参加の機会づくり	13%	11%	11%	11%	13%	17%
相談やサービス利用調整等の窓口整備	23%	21%	21%	24%	③ 33%	24%
グループホーム/入所施設の充実	③ 24%	② 27%	17%	① 48%	19%	② 33%
障害の理解啓発の推進	19%	19%	17%	22%	② 40%	③ 26%
ボランティアの育成	7%	3%	4%	3%	0%	8%
住宅環境の整備	16%	12%	16%	9%	8%	13%
保育所/幼稚園の充実	4%	2%	4%	2%	2%	0%
学校教育の充実	6%	5%	7%	5%	10%	0%
在宅医療の充実	② 26%	18%	③ 29%	9%	10%	22%
専門的な療育を受けられる施設の充実	11%	11%	11%	12%	19%	11%
バリアフリー推進（道路・交通・公共施設など）	11%	24%	② 38%	14%	8%	20%
その他	5%	5%	4%	6%	8%	6%

②⑩自分らしく暮らせていると思うか

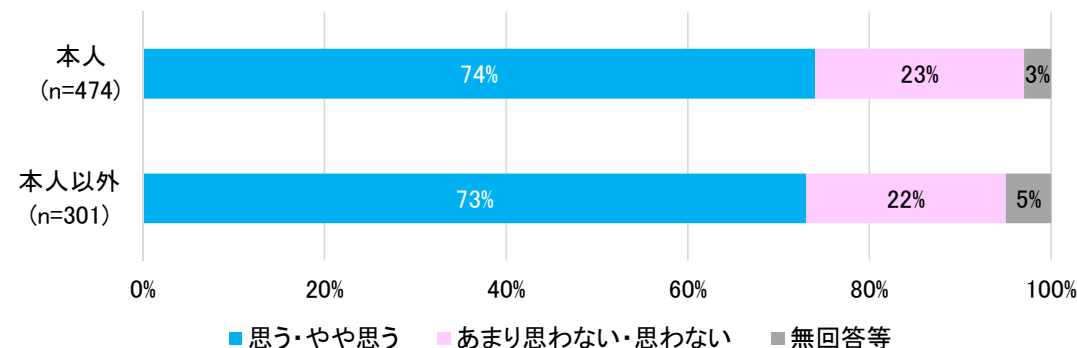


今回	思う＋ややそう思う	74%
	あまり思わない＋思わない	23%
前回	思う＋ややそう思う	75%
	あまり思わない＋思わない	22%

※前回と同傾向

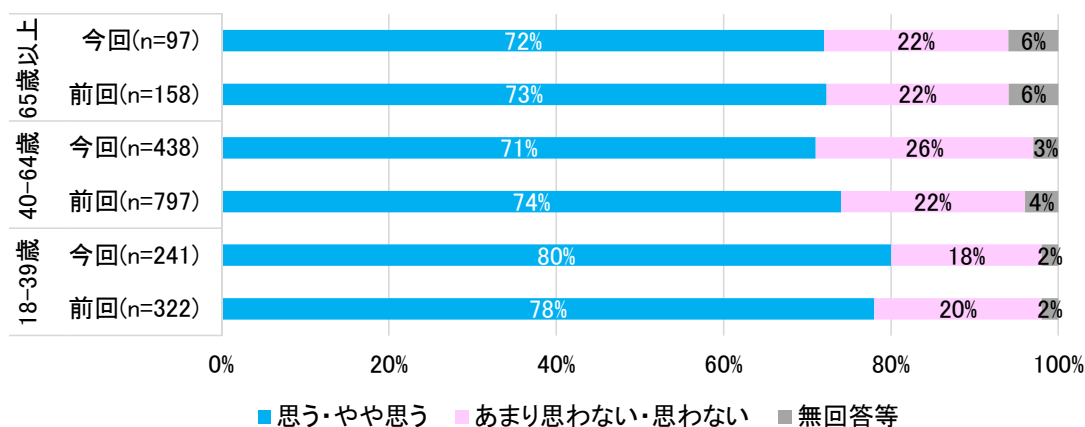
自分らしい暮らし

②⑩－ 1 調査回答者別



※回答者別の差異はない

②⑩－ 2 年齢区分別



※年齢区分別の差異はない(前回と同傾向)

バリアフリー

- ①電動車イスを利用していますが、市内は歩行者の道路の整備が悪すぎます。バリアフリー化をどんどんすすめてほしいです【40-64歳・身障手帳・本人】
- ②新しい公共施設にはオストメイト用トイレの整備が出来てきましたが、少し古い公共施設にはまだまだ整備出来ていない所が多いように感じます。オストメイト用トイレの整備がより広がると、安心して外出出来ます【40-64歳・身障手帳・本人】

就労

- ①会社へ入って長年になります。入ったときはむつかしく覚えるのに大変だった。仕事は現場です。上司の方がすごくやさしくて、うれしいです。気をつけてやれと言ってくれます。いつも声をかけてくれます。一生懸命頑張っています【40-64歳・療育手帳・本人】
- ②仕事に従事したいが、年令と障害者であるため、何度も何度も面接を受けましたが、採用に到らない【40-64歳・身障手帳＋精神手帳・本人】

福祉サービス等

- ①重度知的障害を持つ子どもを緊急時に安心して預けれる短期入所がない状態です。いざという時に不安を感じています【18-39歳・身障手帳＋療育手帳・家族】
- ②強度行動障害のある人が障害の枠の中でも取り残されて行かないよう、人材の育成や通所、入所施設の受け入れ先が広がり、本当に支援を必要としている人が途方に暮れないようになってほしいと思います【18-39歳・療育手帳・家族】
- ③精神障害者の生活支援施設が少ない。日常生活行動の制御ができない場合は入居できる施設がなく、自宅で家族が見れない場合は入院しか方法がない。本人の行動を管理できる施設を増やしてほしい【18-39歳・精神手帳・家族】
- ④かんごしさんがいるグループホームをつくってみたいです。わたしは、ちてきしょうがいがあります。なんびょうもあります。たくさんのくすりをのんでます（わすれるといのちのききになるくすりもあります）【40-64歳・療育手帳・本人】

3 まとめ / 考察

- ✓ 障害のある18歳以上の市民に対し、障害者計画策定に係るニーズ把握を目的としたアンケート調査を実施。新たに精神障害者を対象に加え、781名（51.8%）から回答を得た。
- ✓ 多くの方は、家族や医療機関等の何らか相談先を有しており満足度は高い傾向にあった。
- ✓ 就労している方は53%、うち仕事のことで相談できる人がいるのは83%であった。
- ✓ 福祉サービスの利用満足度は高い傾向にあった。しかしながら不足サービスの確保や資質向上について引き続き取り組む必要がある。
- ✓ 防災に関する情報は、前回に比べ「わからない」との回答がやや増加しており、必要な情報が得られていない可能性も示唆された。
- ✓ 進めていくべきものとして「在宅サービス」、「グループホーム」、「就労」の希望が多く挙げられた。障害種別によって傾向が示されており、特性に応じた施策展開も重要であると思われる。

高知市障害のある子どもの支援に関する 調査（案）について

- ニーズ把握を目的として、18歳未満の障害等のある子どもを対象に、令和2年度は意見交換会、令和5年度はアンケート調査および意見交換会を実施した。
- 令和8年度は意見交換会を実施し、次期計画の策定の基礎資料とする。

令和 8 年度調査（案）

1 調査概要

	障害児分野
調査対象者	① 親子通園施設「ひまわり園」、ゆったりっこクラスの通園または卒園児の保護者 ② 高知市内の教育、保育施設 ③ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
調査方法	意見交換会
調査テーマ	「子どもが自分らしくいきいきと生活するために必要なこと」
開催時期	①令和8年6月頃、②③令和8年5月頃
担当部署	母子保健課